

鹿部町介護職員初任者研修受講補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の介護保険事業所等に従事する人材の確保を図るため、介護職員初任者研修を受講し、修了した者に対し、受講料等に要した費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、鹿部町補助金等交付規則（昭和57年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる研修)

第2条 補助金の対象となる研修（以下「対象研修」という。）は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程とする。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、対象研修を修了した者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請時及び決定時に本町に住所を有する者
- (2) 研修修了後、本町に所在する介護保険事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条各項及び第8条の2各項に掲げるサービスを提供する事業所をいう。）に就職し、申請時において3か月以上継続して就労している者
- (3) 他の制度により対象研修に対する費用の助成等を受けていない者
- (4) 町税等を滞納していない者
- (5) その他町長が必要と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象研修に係る受講料及びテキスト代とする。ただし、追加講習等に係る費用は含まない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の3分の2とし、6万円を限度とする。

2 前項の額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿部町介護職員初任者研修受講補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 受講料領収証の写し

- (2) 修了証明書又は受講終了を証明する書類の写し
- (3) 就労証明書（様式第2号）
- (4) 申請者の町税に関する納税証明書

（交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、鹿部町介護職員初任者研修受講補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。ただし、補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

（補助金の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定に基づく補助金の対象となる研修は、令和2年9月1日以降に開始された研修とする。